平成２２年（フ）第１７９３５号
東京都目黒区南３丁目２－１－613
債務者　重見　　剛
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９４２号
東京都調布市下石原３丁目22－２－305
債務者　坂本美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９４７号
東京都中野区弥生町３丁目27－17－302
債務者　桐渕　隆信
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９４９号
東京都世田谷区若林２丁目17－23－308
債務者　岩梨　三子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９５０号
東京都品川区東品川１丁目35－６－302
債務者　浮谷　正男
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９５９号
東京都小平市学園西町３－21－３、住民票上の住所大阪府大阪市生野区巽南５丁目３－29－302
債務者　西原　万里（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９６０号
東京都世田谷区世田谷３丁目23－19－402
債務者　村上　仁美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９６５号
東京都江東区大島８丁目11－７－502
債務者　小川ルスこと　オガワ　ルス　タブ
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９６８号
東京都大田区萩中３丁目17－１　テラスハウス鈴木方
債務者　多賀美知代
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７４号
東京都狛江市東和泉３丁目３－11
債務者　西川　善郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７５号
東京都江戸川区一之江６丁目１－21－201
債務者　田代　　幹
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７６号
東京都台東区鳥越１丁目22－５－401
債務者　臼田　陽介
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９８２号
東京都杉並区下高井戸１丁目12－２－２－203
債務者　藤野　真次
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９９０号
東京都葛飾区青戸５丁目20－14－301
債務者　尾形　勝浩
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９９１号
東京都江戸川区小松川１丁目２－１－411
債務者　佐藤　啓司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９９４号
東京都練馬区春日町４丁目23－４
債務者　坂本　幸成
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部